平成２２年（フ）第３６０号
奈良市南京終町46番地の１
債務者　森脇　一利
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４３４号
奈良市右京２丁目１番地の２　平城第２団地40―106
債務者　松本　富子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４４９号
奈良県天理市勾田町103番地
債務者　今田　澄子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４６８号
奈良県生駒市東松ヶ丘４番54号
債務者　宮谷　　香
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１６７号
松江市山代町809番地21、前住所島根県出雲市平田町222番地２
債務者　今安　信行
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７６号
山口県岩国市玖珂町4666番地
債務者　森田　昭彦
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第７号
長崎県対馬市厳原町天道茂518番地３、前住所岐阜市岩利514番地２
債務者　友永美奈子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２２年（フ）第２１６号
富山市上大久保1520番地19
債務者　中井恵美子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２３７号
富山市於保多町３番10―101号　信開セルーラ於保多町
債務者　栗本　孝二
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６６号
長崎県南島原市加津佐町乙834番地
債務者　林田　敬子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第４０２号
青森市奥野２丁目９番19号
債務者　奈良　武紀
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４０３号
青森市奥野２丁目９番19号
債務者　奈良アイ子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７３号
青森県弘前市大字宮川１丁目３番地18
債務者　神　　飛鳥
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１９４号
青森県弘前市大字町田２丁目２番地９
債務者　奈良　良一
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１９５号
青森県弘前市大字町田２丁目２番地９
債務者　奈良美智子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２０８号
青森県南津軽郡大鰐町大字居土字居土３番地
債務者　山中久美子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２１０号
青森県弘前市大字稲田２丁目３番地18
債務者　小野　恵子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２１５号
青森県弘前市大字田園３丁目４番地12　ヴェルデ田園203号
債務者　成田いづみ
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
青森地方裁判所弘前支部